



# 所得申告は 正しくお早めに！

**申告期間** 2月18日(月)～3月15日(金)

申告の準備はお済みでしょうか？  
平成30年中の所得に対する「町県民税・国民健康保険税」の申告受け付けおよび申告相談を行いますので、この期間中にもれなく申告されますようお願いいたします。  
なお、混雑を避けるため、できるだけ日程表による指定日にご来場ください。

## 申告に必要なもの

- 次の①～⑤に該当する人は、申告相談会での申告は不要です。
- ①平成31年1月1日に本町に住居登録がない人
  - ②平成30年中の収入が給与のみで、年末調整が済んでおり、所得控除の追加の申告が不要な人
  - ③平成30年中の収入が公的年金のみ、所得控除の申告が不要な人
  - ④平成30年中の収入がなく、町内に居住している人の扶養親族になつている人
  - ⑤税務署に、直接確定申告書を提出、または電子申告をする人
- ※①～⑤以外の方は、申告相談会での申告が必要です。
- また、次の⑥～⑧に該当する人も申告相談会での申告が必要になりますので、ご注意ください。
- ⑥町外に居住している人の扶養親族になつている人
  - ⑦遺族年金、障害年金など、非課税所得のみを受給している人



◎平成30年中の収入がない人で、誰の扶養親族にもなっていない人  
※平成30年中の年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の確定申告不要者に該当する人も、町への申告は必要です。

## 申告相談会での申告

- ①印鑑（所得税の口座振替手続きのため通帳の届け出印が望ましい）
- ②本人の口座番号が分かるもの
- ③源泉徴収票、支払証明書など
- ④事業所得、不動産所得などがある人は、収支内訳書
- ⑤社会保険料（国民年金や任意継続保険など）の払込証明書か領収書、生命保険・個人年金保険・地震（損害）保険料の控除証明書
- ⑥税務署から「確定申告書一式」または「確定申告のお知らせ」を事前送付された人は、その書類一式
- ⑦身体障害者手帳、戦傷病者手帳など
- ⑧「マイナンバーカード」もしくは「通知カードと本人確認書類（運転免許証、保険証など）」

⑨雑損控除の追加または繰り越しの申告をする人は、昨年の申告書と雑損控除計算書の控え

## 医療費控除を受ける人へ

医療費控除を受ける人は、平成29年分の申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。領収書は添付する必要はありませんが、5年間保存する必要があります。そのため、医療費控除を受ける人は事前に計算をして「医療費控除の明細書」を記入したうえで持参してください。「医療費控除の明細書」は、税務署または役場税務課の窓口およびホームページから取得できます。

## 今回の申告における注意点

- ◇受付時間は、**午後2時まで**
- ◇次の申告は、益城町ではできません。
  - ◆住宅ローン控除（年末調整済みを除く）
  - ◆不動産や株の譲渡（売却）所得
  - ◆平成29年分以前の確定申告
- ◇雑損控除の追加または繰り越しの申告には、昨年の申告書と雑損控除計算書の控えが必要です。持参していないと、申告の受け付けができない場合があります。
- ◇受け付けによる午前の部、午後の部の区分はありません。